

<興行場営業許可申請>

提出書類一覧

常設興行場営業許可申請手数料	14,300円
仮設興行場営業許可申請手数料	7,000円

- (1) 興行場営業許可申請書（様式第1号）
- (2) 法人にあつては、定款または寄附行為の写し
- (3) 申請者が設立の登記を必要とする法人の場合は、登記事項証明書
- (4) 興行場の構造設備の概要を記載した書類
※興行場の設置場所及び構造設備並びに入場者の衛生に必要な措置が松山市興行場法施行
条例に規定する基準に適合する旨を具体的に記載したもの
- (5) 興行場の周囲200メートル以内の見取図
- (6) 興行場の平面図、観覧室の断面図
- (7) (A) 興行場を新たに建築しようとする場合・現に建築中である場合
 - 建築基準法第6条第1項もしくは第6条の2第1項の規定による
確認済証の写しまたはこれに代わる書類

施設の完成後は、興行場営業施設完成届出書（様式第2号）に、(B)の書類の
写しを添えて、速やかに保健所長に提出してください。

(B) 既存の建物を使用する場合

- 建築基準法第7条の第5項もしくは第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
またはこれに代わる書類の写し
- 消防法及びこれに基づく命令等の規定に適合することを証する書類の写し

※仮設興行場については、実状に応じて上記書類の一部を省略することができますので、
ご相談ください。